

医療用・一般用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

～ 陽性者登録センターのご案内について ～

沖縄県では、**自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性**となった場合に、オンライン（電話等）による医師の診断後、発生届対象外の方でも行政サービスを受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかなケアに繋げることが可能となります。

【ご利用・申請の流れ】

【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施し陽性となった

※ 検査を実施する際は、**医療用又は一般用のキットで且つ有効期限内のもの**で実施してください。
医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請

QRコード読み取り後、ホームページの内容を必ず確認してください！

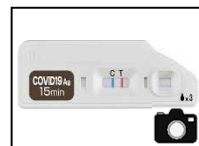
- 右のQRコードから「陽性者登録センター」のページにアクセスし、**内容・注意事項などの確認後**、陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。
- また、国が承認した医療用・一般用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、③使用した検査キットの種類（商品名）、④検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑤本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の**画像を添付**して下さい。



陽性者登録センターHP



添付イメージ（製品名）



添付イメージ（判定ライン）

【手順3】整理番号が記載されたメールをもって**申請完了（重要）**

- ※ 申請後、必ず整理番号が記載されたメールが届いているか確認してください。
- ※ 申請時に登録したメールアドレスに整理番号が記載されたメールが届いていない場合、申請が出来ていないため、再申請をお願いいたします。

○発生届対象の方（65歳以上・妊娠している方等）

【手順4】申請内容の確認（電話）

- センター事務局より、申請内容確認のお電話があります。
- ※ **12時以降に申請された場合は、次の日の対応となります。**

○発生届対象外の方

（65歳未満・妊娠していない方）

必要に応じて事務局よりお電話がありますので、必ず取るようにお願い致します。

【手順5】医師による電話問診

- 医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウイルスの診断を行うもので、**治療や薬の処方を行うものではありません**ので、あらかじめご了承下さい）。

【手順6】陽性診断の通知メールをもって**登録完了**

- 医師の診断後、申請時にご入力頂いたメールアドレスにご連絡します。
その通知メールで陽性登録となります。手続きで必要になる可能性があるため、削除しないようご注意ください。
- 登録後に行政サービスを受けたい場合は、登録完了メール内の問い合わせ先にご確認ください。

沖縄県 陽性者登録センター 問い合わせ先

【問合せ受付時間】 10時～12時、13時～17時（土日・祝祭日含む）

TEL：080-4102-0267／080-6488-2381／080-6488-2382